

うるま市障がい福祉相談支援記録システム
保守契約書

令和7年 月 日

うるま市障がい福祉相談支援記録システム保守業務

契約書

うるま市（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、乙が甲に対して提供するうるま市障がい福祉相談支援記録システムの保守に関して、次の契約要綱及び契約条項のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

「契約要綱」

1. サービス名

うるま市障がい福祉相談支援記録システム 保守業務

2. 履行場所

うるま市役所庁舎内及び委託相談支援事業所

3. 契約金額

金_____円（契約金額）

（うち消費税および地方消費税額）金_____円

4. 契約期間

令和7年4月1日 から 令和12年3月31日まで

5. 支払条件

支払方法 サービス利用の月末締め翌月末支払

6. 契約保証金

7. 特記事項

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3（又はうるま市長
期継続契約を締結することができる契約を定める条例）の規定による長期継続契約であるため、翌年度以降、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

本契約の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年●月●日

甲：うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長 中村 正人

乙：

(目的)

第1条 本契約はシステムを円滑に稼働させ、正常に運用させることを目的とする。

(委託の内容)

第2条 甲は本業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 本業務の実施については本契約書、「うるま市障がい福祉相談支援記録システム保守仕様書」「うるま市障がい者相談支援記録システム導入業務仕様書」、「機能要件書」及び「うるま市障がい福祉相談支援記録システム公募型プロポーザルにおいて提案された提案書」(以下、「本契約書及び仕様書等」という。)に基づくものとする。

3 利便性の向上及び法令等の改廃等により、システムの項目の追加・削除・変更などのシステムの一部を変更する場合のプログラム変更等が生じたときは、乙の負担によってこれを解決するものとする。ただし、大規模な変更を伴うとき及び次のいずれかに該当する場合は、第7条の保守費とは別に料金を申し受けるものとし、作業日時・作業料金・請求・支払い等については、甲および乙が別途協議のうえ決定するものとする。

- (1) 国・県の指定による場合であっても、システムの追加・削除等、実質的に既存のシステムと同一性を失われると判断されるプログラムの変更(各県独自事項)等
- (2) 改造又は他の機器の取り付け。
- (3) 甲の故意または過失。
- (4) 撤去、運搬等の移動。
- (5) 天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰することができない事由。

(法令等の遵守)

第3条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項について、日本国内法、うるま市条例、うるま市契約規則(平成19年規則第9号)及び関係法令等を遵守し、これに違反してはならない。

(保守対象システム及び機器)

第4条 保守対象システム及び機器については、別表第1に記載のとおりとする。

(設置場所)

第5条 設置場所については、仕様書に項記載のとおりとする。

(保守期間)

第6条 保守期間は5年間のとおりとする。ただし、甲乙協議の上本契約を変更することができる。

(保守費)

第7条 保守費については、「契約条項3. 契約金額」に項記載のとおりとする。

(保守費の支払い等)

第8条 甲は、別表第2項記載のとおり乙に支払うものとする。

2 前項の支払いは、甲が本件システムを使用した月分を翌月請求するものとする。

3 甲は前項の期間内に支払わなかった場合は、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定める支払遅延利息を乙に支払うものとする。

4 契約期間において、公租公課等の変更等により前条の保守費に変更が生じた場合は、第21条に基づき、甲乙協議の上、契約を変更することができる。

(保守時間)

第10条 甲が保守又は修理を要する場合に、乙は甲の通報に基づきすみやかに保守担当技術者を派遣もしくはリモートにより必要な保守業務を行う。

2 提供時間帯は、平日8:30から17:30とする。ただし土曜日、日曜日、国民の祝日と12月29日から1月3日までの期間を除く。

3 前号に規定される日時以外の対応については、甲の要請に基づき甲乙協議の上調整し、実施する。

(保守に対する協力)

第11条 甲は、乙がシステムの保守を円滑に行えるよう、乙から要請があったときは、乙に協力しなければなら

らない。

- 2 保守にあたり必要とする消耗品および電力・電話・通信回線等の使用料は、甲が負担するものとする。
- 3 甲は、善良な管理者の注意をもって、システムの使用場所の環境を所定の条件に設定・維持するとともに、所定の使用方法に従ってシステムを使用するものとする。

(契約保証金)

第12条 (協議後に確定する。)

(履行遅滞の場合における損害金)

- 第13条 甲は乙の責に帰する事由により、第6条のとおり保守が開始できない場合において損害金を徴取する。
- 2 前項の損害金の額は、保守期間中の賃借料の総額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)で決定した額とする。

(成果物)

第14条 乙は本契約書及び仕様書等に基づき提出する資料については、適宜提出するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は第三者に本契約内容について再委託をすることはできない。ただし書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(秘密保持および個人情報保護)

- 第16条 乙は、本契約の履行により知り得た相手方の業務上の秘密を本契約の有効期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならないものとする。
- 2 乙は、この契約に伴い個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲が、乙の責に帰すべき理由によって損害を受けたため、乙に賠償を求めたときは、乙は甲の指定する日までにこれを賠償するものとする。ただし、乙の損害賠償の内容については、甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲または乙は、相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合には、相当の期間を定めて相手方に履行の催告を行い、なおも履行がされないときは、文書による通告をもって本契約を解除することができるものとする。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において契約を解除できるものとする。
 - (1) 第15条の規定による秘密を漏洩したとき。
 - (2) 本契約に違反したとき、または乙の責めに帰すべき理由により本契約の継続が困難、または甲がこの契約の履行を不相当と認めた時。
 - (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が当該契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者と当該契約の履行に係る契約を締結していた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、供給金額の10分の1に相当する違約金を乙から徴収することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第19条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

(譲渡の禁止)

第20条 甲は、乙の文書による事前の承諾を得ることなく、システム若しくはその複製物、関係資料その他、本契約に基づく使用権を第三者に譲渡、転貸、開示、移転してはならない。

(記録データの所有権)

第21条 業務処理に関して入力された記録データの所有権は甲に帰属するものとし、甲から要求があれば速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、引き渡しの際の記録媒体代・コピー編集費用・プログラム代等の費用負担については、甲および乙が協議のうえ別途定めるものとする。

(紛争の解決)

第22条 本契約について、甲と乙との間において紛争が生じたときは、第三者の調停により解決するものとし、第三者については甲と乙が協議の上決定するものとする。

(協議)

第23条 この契約書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

以上

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 受託者は(以下「乙」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報保護委員会が示す個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等の指針、うるま市(以下「甲」という。)の定めるうるま市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本委託業務」という。)の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、本委託業務の実施に当たって、個人情報の取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第4条 乙は、個人情報を安全に管理するため、内部における管理体制を整備し、その体制を維持しなければならない。

- 2 乙は前項の管理体制を整備するため、個人情報の取扱いに係る業務責任者及び業務従事者(以下「業務責任者等」という。)を定めるものとする。
- 3 業務責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- 4 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(業務責任者等の届出)

第5条 乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を定め、書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 乙は、業務責任者等を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、業務従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第6条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、本委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、業務責任者等に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第7条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上に努め、特記仕様書に記載されている遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項についての教育及び研修を、業務責任者等に対して実施しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、本委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本委託業務の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託業務に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第10条 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(収集の制限)

第11条 乙は、本委託業務のために個人情報を収集するときは、本委託業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(個人情報の管理)

第12条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

2 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

3 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

4 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

5 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

- 6 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- 7 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 8 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 9 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- 10 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 11 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第13条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第14条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄）

- 第15条 乙は、本委託業務を完了したときは、本委託業務の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、乙が使用した機器内に存する個人情報その他の甲に関する情報（以下「乙の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。
- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他乙の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、情報消去等をする乙の機器内の個人情報等の内容、記録媒体及び数量並びに情報消去等の方法及びその予定日を書面により甲に通知し、その承諾を得なければならない。
 - 4 乙は、情報消去等の際し、甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
 - 5 乙は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した乙の機器内の個人情報等の内容を、書面により、甲に報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

- 第16条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第17条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられて

いるかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の履行に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第18条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は生じるおそれがある事案が発覚した場合（以下「事故等」という。）は、その事故等の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第19条 甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合又は履行されない恐れがあると認めた場合は、特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第20条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。ただし、間接損害、又は当事者の責に帰すことができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わないものとする。

- 2 前項の損害賠償額は、本契約の契約金額を限度とする。

(別記)

【別表1】

保守対象明細書

品名	メーカー名	型番	数量

【別表2】

支払明細表

●令和7年度

利用月	利用料	消費税及び地方消費税	月額合計
令和7年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和8年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

●令和8年度

利用月	利用料	消費税及び地方消費税	月額合計
令和8年 4月			
5月			
6月			

7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和9年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

●令和9年度

利用月	利用料	消費税及び地方消費税	月額合計
令和9年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和10年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

●令和10年度

利用月	利用料	消費税及び地方消費税	月額合計
令和10年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			

10月			
11月			
12月			
令和11年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

●令和11年度

利 用 月	利 用 料	消費税及び地方消費税	月 額 合 計
令和11年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和12年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

	利 用 料	消費税及び地方消費税	5 年総額
お支払い総額			